



栃木県公報

令和元（2019）年
8 月 20 日（火）
第 31 号

目 次

	告 示	
○都市計画の変更及び図書の縦覧		293
	公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧等		294
	公 安 委 員 会	
○栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正		294

告 示

栃木県告示第200号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書を縦覧に供する。

令和元（2019）年 8 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 都市計画の種類及び名称

宇都宮都市計画道路 3・4・1 号宇都宮栃木線、3・5・902 号壬生福和田線、3・5・905 号六美吾妻線及び 3・5・906 号真岡壬生線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

下野市上台の一部並びに壬生町大師町、通町、本丸一丁目、大字壬生甲、大字壬生乙、大字壬生丁及び大字藤井の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課

II

1 都市計画の種類及び名称

大田原都市計画道路 3・3・2 号大田原野崎線及び 3・3・3 号野崎こ線橋通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

大田原市下石上及び野崎 2 丁目の各一部並びに那須塩原市一区町の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課

III

1 都市計画の種類及び名称

矢板都市計画道路 3・3・5 号宇都宮陸羽線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

矢板市東町、早川町、木幡、針生、中、片岡及び安沢の各一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課

(都市計画課)

公 告

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元（2019）年8月20日

栃木県知事 福 田 富 一

1 都市計画の種類及び名称

益子都市計画道路3・5・2号益子公園通り

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

益子町大字益子の一部

3 縦覧場所

栃木県県土整備部都市計画課、栃木県真岡土木事務所企画調査部企画調査課及び益子町産業建設部建設課

4 縦覧期間

令和元（2019）年8月20日から同年9月3日まで

(都市計画課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第九号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月二十日

栃木県公安委員会委員長 白 井 佳 子

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第六条関係）警察本部長専決事項		別表第一（第二条、第六条関係）警察本部長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
一（四十六）略		一（四十六）略	
四十七 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律		四十七 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小	

（平成二十八年法律第九号）第九條第三項（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第三十一條第一項及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十八條第一項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定による通報の処理

要

型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八條第三項

要

の規定による通報の処理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。